

豊中市粗大ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱

実施	平成 18. 8.	1	
沿革	平成 23. 4.	1	改定
	平成 29. 4.	1	改定
	平成 30. 5.	15	改定
	平成 31. 4.	1	改正
	令和 3. 1.	1	改定
	令和 3. 4.	1	改定
	令和 5. 4.	1	改定

(趣 旨)

第1条 豊中市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第5号）（以下「条例」という。）第24条の表に掲げる粗大ごみのうち、定日に排出するものの処理手数料（以下、「処理手数料」という。）の収納事務（以下「収納事務」という。）の委託については、法令その他に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(収納事務の委託)

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第158条第1項及び豊中市財務規則（昭和46年規則第13号）第33条の規定により、処理手数料の収納事務を委託することができる。

(受託者の資格等)

第3条 収納事務の委託契約を締結できる者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる要件に適合する者とする。

(1) 市内に複数の店舗を有すること。ただし、市長が市民の利便の増進に寄与すると認める場合は、この限りでない。

(2) 収納事務の履行に関し、適正かつ責任をもって処理することができること。

2 収納事務の委託を受けようとする者は、「豊中市粗大ごみ処理券取扱所申込書」（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(委託契約)

第4条 市長は、申込書を提出した者が、前条第1項各号に掲げる要件に適合し、かつ適当と認めたときは、「豊中市粗大ごみ処理券取扱所適合通知書」（様式第2号）を交付し、その者と収納事務の委託契約を締結する。

(書類等の交付)

第5条 市長は、受託者に「豊中市粗大ごみ手数料収納事務実績報告書」（様式第3号。以下「報告書」という。）その他収納事務に必要な書類を交付するものとする。

2 受託者は、市民の見やすい場所に「豊中市粗大ごみ処理券取扱所」の標識（様式第4号）を掲出するとともに、処理手数料料金表（市が作成した冊子）等を店頭で常備するものとする。

(収納及び処理券の引渡し)

第6条 受託者は、処理券を購入者に交付する際に、処理手数料を収納する。

2 前項の処理券の額面金額の種類は、市長が別に定める。

3 受託者又は受託者が申込書で指定した者は、必要の都度、市長に「粗大ごみ処理券申込書」(様式第5号)を提出し、処理券の引渡しを受けるものとする。

(報告)

第7条 受託者は、各月ごとに処理券の取扱実績を「粗大ごみ処理手数料収納事務実績報告書」(様式第3号)により、原則として翌月の15日までに、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、複数の処理券取扱所の実績を取りまとめることができる。

(処理手数料の納付)

第8条 市長は、受託者から提出された報告書に従い、豊中市財務会計システムにて処理された定型の納付書(以下「納付書」という。)を送付するものとする。

2 受託者は、送付された納付書により納付期限までに、公金取扱金融機関へ処理手数料を払い込まなければならない。

3 前項にいう納付期限は、納付書送付日(請求日)から10日後とする。その日が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日とする。

(調査)

第9条 市長は、受託者の収納事務実施状況について、随時調査をすることができる。

2 受託者は、前項の調査に協力しなければならない。

(委託料の支払)

第10条 市は、受託者に対して、「粗大ごみ処理手数料収納事務委託契約」に規定する委託料を支払うものとする。

2 委託料は、受託者があらかじめ指定した口座に振込むものとする。

3 処理手数料の納付と委託料の支払いは、政令第164条第1項第4号の規定により、繰替払いをすることができるものとする。

4 市長は、別に定める規定により処理手数料の還付を行った際、受託者に対しては、その還付額に応じた委託料の還付は求めないものとする。

(届出義務等)

第11条 受託者は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、「申込書記載事項変更届」(様式第6号)により、直ちに市長に届け出なければならない。

(収納事務処理不可能な場合の手続き)

第12条 受託者は、相当期間収納事務に従事することができない場合は、あらかじめその理由及び期間を市長に届け出なければならない。

(権利又は義務の譲渡の禁止)

第13条 受託者は、委託契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承し、若しくは再委託してはならない。ただし、市長が承諾した場合はこの限りでない。

(契約の解除等)

第14条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要しないで委託契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくて、所定の期日より委託事務に着手しないとき。

- (2) 委託事務処理が著しく不当であると認められるとき。
- (3) 受託者の責めに帰すべき理由により委託契約に違反したとき。
- (4) 前号に定めるもののほか、契約条項に違反し、その違反により委託契約の目的を達成することができないとき。

2 前項の規定により、市長がこの契約を解除した場合において、受託者に生じた損害があっても、市長は、一切その補償の責めを負わない。

(損害の賠償)

第15条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受託者が、委託事務の実施に際し、市又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第14条の規定により契約が解除された場合において、受託者が市に損害を与えたとき。

(事務の引継ぎ)

第16条 受託者は、委託契約が満了したとき、又は前条の規定により契約を解除された場合は、直ちに収納事務に関する書類等を整理し、市長に引き継がなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から実施する。ただし、処理券の販売は、平成18年9月18日から実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

様式第1号（要綱第3条関係）

豊中市粗大ごみ処理券取扱所申込書

年 月 日

（あて先）

豊 中 市 長

住所(所在地)

法 人 名

代 表 者 職

氏 名

粗大ごみ処理手数料の収納事務を行いたいので、豊中市粗大ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

営 業 時 間	午前・午後 時 から 午前・午後 時 まで
休 業 日 等	無休 ・ 毎週 曜日 年末年始： 月 日から 月 日まで その他（ ）
業 種	コンビニエンスストア ・ スーパーマーケット その他（ ）
処理券取扱所	別紙のとおり

（注）「豊中市粗大ごみ処理券取扱所一覧表」及び「事務連絡用紙」を添付してください

(様式第1号関係の2)

(事務連絡用紙)

契約後の事務処理連絡等に必要となりますので、下記にご記入の上「豊中市粗大ごみ処理券取扱所申込書」と併せてご提出ください。

記

1. 「粗大ごみ処理手数料収納事務実績報告書」の報告に係る実務担当者

※ 上記について店舗ごとに報告する場合は、店舗それぞれにこの用紙を提出してください。

住 所	
部 署 名	
役 職 名	
氏 名	
電 話	
F A X	

2. ごみ処理券の発送先の宛名（豊中市 → 取扱者）

※ 発送先が複数となる場合は、それを別紙（様式なし）に記入して提出してください。

住 所	
部 署 名	
役 職 名	
氏 名	
電 話	
F A X	

様式第2号（要綱第4条関係）

豊中市粗大ごみ処理券取扱所適合通知書

年 月 日

様

豊中市長



年 月 日付で申込みのあった、粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託について、下記の店舗が粗大ごみ処理券取扱所に適合していることを確認しましたので通知します。

記

処理券取扱所所在地等	別紙のとおり	
報告に係る実務担当者	担当部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	

豊中市粗大ごみ処理手数料収納事務実績報告書

（ 年 月分）

年 月 日

（あて先）

豊 中 市 長

粗大ごみ処理手数料収納事務受託者
住所（所在地）

氏名又は名称

豊中市粗大ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第7条及び豊中市粗大ごみ処理手数料収納事務委託仕様書に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 粗大ごみ処理手数料収納実績

処理券種類	当月粗大ごみ処理券販売枚数	販売額（収納金額）
100円券	枚	円
400円券	枚	円
900円券	枚	円
合 計	—	(A) 円

2. 粗大ごみ処理券在庫状況

処理券種類	前月末枚数	当月受入枚	当月販売枚	翌月繰越枚	翌月繰越金額
100円券	枚	枚	枚	枚	円分
400円券	枚	枚	枚	枚	円分
900円券	枚	枚	枚	枚	円分
合 計	—	—	—	—	円分

※汚損又は破損等の状況

なし あり（汚損・破損等の枚数 枚，券番号 ）

3. 委託料（処理券販売手数料）

(A)	× 10% × (100% +	消費税率及び) =	(B)
円		地方消費税率		円

4. 処理手数料納付額（市への当月納付額）

(A)	-	(B)	=	市への当月納付額
円		円		円

様式第4号（要綱第5条関係）

豊中市

粗大ごみ処理券

取扱所

豊中市粗大ごみ処理券申込書

年 月 日

（あて先）

豊 中 市 長

粗大ごみ処理手数料収納事務受託者

住所（所在地）

名前（法人にあつては名称及び代表者名）

電話番号

豊中市粗大ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第6条第3項に基づき、下記のとおり粗大ごみ処理券の引渡しを申込みます。

記

種 類	枚 数	金 額	備 考
100円券	枚	円分	
400円券	枚	円分	
900円券	枚	円分	
合 計	枚	円分	

<送付先>

所 在 地	〒		
部 署 名			
担 当 者 名		電 話	

(様式第5号関係の1)

豊中市粗大ごみ処理券送付状

年 月 日

粗大ごみ処理手数料収納事務受託者

(氏名又は法人名)

粗大ごみ処理券ご担当者

様

豊中市 環境部

家庭ごみ事業課

委託業務係

担当

電話番号

06-6843-3513

FAX番号

06-6857-2767

年 月 日付で申込みのありました「粗大ごみ処理券」について、下記のとおり送付いたします。

なお、内容をご確認の上、別紙「粗大ごみ処理券受領書」をご返送ください。

記

種類	束数	枚数	金額	※ 処理券番号
100円券	束	枚	円分	～
400円券	束	枚	円分	～
900円券	束	枚	円分	～
合計	束	枚	円分	—

(様式第5号関係の2)

豊中市粗大ごみ処理券受領書

年 月 日

(あて先)

豊中市環境部

家庭ごみ事業課長

粗大ごみ処理手数料収納事務受託者

住所(所在地)

粗大ごみ処理券担当者部署及び名前

電話番号 _____

年 月 日付で送付のあった「粗大ごみ処理券」について、下記のとおり受領しましたので報告します。

記

種類	束数	枚数	金額	※ 処理券番号
100円券	束	枚	円分	～
400円券	束	枚	円分	～
900円券	束	枚	円分	～
合計	束	枚	円分	—

様式第6号（要綱第11条関係）

申 込 書 記 載 事 項 変 更 届

年 月 日

（あて先）

豊 中 市 長

住所(所在地)

法 人 名

代 表 者 職

氏 名

取扱所申込書の記載事項に変更があったので、豊中市粗大ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1. 変更年月日 年 月 日

2. 変更内容

変更内容	変 更 前	変 更 後

※上記に記入できない場合は、別紙に記入して添付してください。